

議案第 1 号

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例について

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 20 年 1 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第 号

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例について
大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月28日提出

大和市長 大 木 哲

提案理由

この条例を提出したのは、放課後児童クラブの実施について事務分掌上必要な修正を加えたい必要による。

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例

大和市放課後児童クラブ事業条例（平成19年大和市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、同条第3項中「市長」を「教育委員会」に、「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第4条から第10条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第11条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大和市放課後児童クラブ事業条例新旧対照表

新	旧
<p>大和市放課後児童クラブ事業条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10の規定に基づき、放課後の児童の健全な育成を図るため、本市が開設する放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の内容)</p> <p>第2条 児童クラブ事業は、児童の健全な育成を図る上で適切な場所で行うものとし、その内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活の指導 集団生活を通じた日常の生活習慣、しつけ等の指導</p> <p>(2) 余暇の指導 遊び等を通じた自主性、社会性、創造性等の指導</p> <p>(対象児童及び入会申請)</p> <p>第3条 児童クラブに入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、小学校の第1学年から第3学年までに就学している児童</p> <p>(2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童</p> <p>2 児童クラブに入会を希望する児童の保護者は、事前に入会申請書を大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>大和市放課後児童クラブ事業条例</p> <p>平成19年12月21日 条例第43号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10の規定に基づき、放課後の児童の健全な育成を図るため、本市が開設する放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業の内容)</p> <p>第2条 児童クラブ事業は、児童の健全な育成を図る上で適切な場所で行うものとし、その内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活の指導 集団生活を通じた日常の生活習慣、しつけ等の指導</p> <p>(2) 余暇の指導 遊び等を通じた自主性、社会性、創造性等の指導</p> <p>(対象児童及び入会申請)</p> <p>第3条 児童クラブに入会できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、小学校の第1学年から第3学年までに就学している児童</p> <p>(2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童</p> <p>2 児童クラブに入会を希望する児童の保護者は、事前に入会申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p>

新	旧
<p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、小学校の第4学年以上の児童（同項第2号に該当する児童に限る。）を児童クラブに入会させることができる。</p> <p>（入会の制限）</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、児童クラブに入会することができない。</p> <p>(1) 集団における指導が困難と認められる児童</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、<u>教育委員会</u>が児童クラブの運営上支障があると認める児童</p> <p>（休業日）</p> <p>第5条 児童クラブの休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特別な理由があると認めるときは、別に休業日を定めることができる。</p> <p>（育成時間）</p> <p>第6条 児童クラブの育成時間は、午後1時から午後7時までとする。ただし、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）第3条に規定する休業日（前条に定める児童クラブの休業日を除く。）の育成時間は、午前8時から午後7時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、小学校の授業の終了時刻に応じて育成時間を臨時に変更することができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>教育委員会</u>は、特別な理由があると認めるときは、育成時間を変更することができる。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、<u>規則</u>で定めるところにより、小学校の第4学年以上の児童（同項第2号に該当する児童に限る。）を児童クラブに入会させることができる。</p> <p>（入会の制限）</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、児童クラブに入会することができない。</p> <p>(1) 集団における指導が困難と認められる児童</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、<u>市長</u>が児童クラブの運営上支障があると認める児童</p> <p>（休業日）</p> <p>第5条 児童クラブの休業日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、特別な理由があると認めるときは、別に休業日を定めることができる。</p> <p>（育成時間）</p> <p>第6条 児童クラブの育成時間は、午後1時から午後7時までとする。ただし、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）第3条に規定する休業日（前条に定める児童クラブの休業日を除く。）の育成時間は、午前8時から午後7時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、小学校の授業の終了時刻に応じて育成時間を臨時に変更することができる。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>市長</u>は、特別な理由があると認めるときは、育成時間を変更することができる。</p>

新	旧
<p>(育成料)</p> <p>第7条 児童クラブにおける健全な育成に必要な費用(以下「育成料」という。)は、児童1人につき月額6,300円とする。</p> <p>2 入会している児童の保護者は、その月分の育成料を毎月末日までに納付しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、月の途中で入会し、又は退会した児童のその月分の育成料については、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>(育成料の減免)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、入会している児童の保護者が育成料を納付できない特別な事情があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(入会承認の取消し)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 育成料を、3月以上にわたり滞納したとき。</p> <p>(4) 入会の申請手続等において虚偽又は不正があったとき。</p> <p>(退会の届出)</p> <p>第10条 児童クラブからの退会を希望する児童の保護者は、あらかじめ、<u>教育委員会</u>にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(育成料)</p> <p>第7条 児童クラブにおける健全な育成に必要な費用(以下「育成料」という。)は、児童1人につき月額6,300円とする。</p> <p>2 入会している児童の保護者は、その月分の育成料を毎月末日までに納付しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、月の途中で入会し、又は退会した児童のその月分の育成料については、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>(育成料の減免)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、入会している児童の保護者が育成料を納付できない特別な事情があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>(入会承認の取消し)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入会の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 育成料を、3月以上にわたり滞納したとき。</p> <p>(4) 入会の申請手続等において虚偽又は不正があったとき。</p> <p>(退会の届出)</p> <p>第10条 児童クラブからの退会を希望する児童の保護者は、あらかじめ、<u>市長</u>にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

新	旧
<p data-bbox="226 326 310 354"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="180 358 625 386"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1066 326 1150 354">附 則</p> <p data-bbox="1024 358 1171 386">(施行期日)</p> <p data-bbox="995 391 1604 418">1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1024 423 1171 451">(準備行為)</p> <p data-bbox="995 456 1814 521">2 入会申請書の受付その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前に行うことができる。</p>